

# 千葉県報

定例  
令和8年3月13日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 主要目次

告示	一
県営土地改良事業の換地処分	一
土地区画整理組合の事業計画の変更認可	一
教育委員会告示	一
令和八年度進路状況調査の実施	一
公安委員会告示	一
警備員指導教育責任者講習の実施(二件)	二
公告	四
建設業法に基づく処分	四
都市計画地区計画の関係図書の縦覧(二件)	四
一般競争入札(保留地の処分)の実施	四
特定調達公告	五
入札公告	五
落札者等の公告(四件)	五
その他	六
千葉県住宅供給公社公告第一号	六

## 告示

**千葉県告示第四百四十号**  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、香取市の一部を受益地域とする県営森戸地区土地改良事業の換地計画に係る換地処分を行った。

令和八年三月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県告示第四百四十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三十九条第一項の規定により、習志野市J R津田沼駅南口土地区画整理組合の事業計画(事業施行期間及び資金計画)の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月十三日

## 教育委員会告示

- 組合の名称  
習志野市J R津田沼駅南口土地区画整理組合
- 事務所の所在地  
習志野市谷津七丁目一二番五号
- 設立認可の年月日  
平成十九年七月二十七日
- 変更の内容  
変更前 平成十九年七月二十七日から令和八年三月三十一日まで  
変更後 平成十九年七月二十七日から令和八年九月三十日まで  
変更認可の年月日  
令和八年三月十三日

## 千葉県教育委員会告示第十四号

令和八年度進路状況調査を実施するので、千葉県統計調査条例(昭和二十五年千葉県条例第一号)第三条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月十三日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

- 調査の名称  
令和八年度進路状況調査
- 調査の目的  
卒業者の進路状況等に関する実態を調査し、本県教育行政の基礎資料となる統計を作成することを目的とする。
- 調査事項  
卒業者の進路状況
- 調査の範囲  
千葉県内の公立の中学校、義務教育学校及び高等学校
- 調査の期日  
令和八年五月一日現在で行う。
- 調査の方法  
千葉県教育委員会が、市町村教育委員会又は校長に調査票を配付し、報告を求めるところにより行う。
- 結果の公表  
千葉県教育委員会は、調査結果を千葉県教育委員会ホームページにより速やかに公表

千葉県公安委員会告示第4号

### 千葉県公安委員会告示第4号

千葉県公安委員会告示第4号  
警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。  
令和8年3月13日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋哲生

1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習

2 講習の期日及び時間  
令和8年5月19日（火曜日）から26日（火曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 講習の場所  
千葉市中央区新田町4番22号 サンライスト7階

4 受講対象者  
（1）最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者  
（2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者  
（3）規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの  
（4）規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者  
（5）旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であつて、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

5 受講定員  
40人  
6 講習業務の委託

講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

7 受講申込手続等  
（1）受講申込手続

ア 申込方法  
受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。  
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受講申込票受付期間等  
令和8年4月6日（月曜日）から10日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

（2）受講者決定通知  
受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。  
なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

（3）受講手続等  
ア 受講手続  
受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 受講申込書受付期間等  
令和8年4月20日（月曜日）から24日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで  
ウ 添付書類  
（ア）4（1）に該当する者  
2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書  
（イ）4（2）に該当する者  
合格証明書の写し  
（ウ）4（3）に該当する者  
合格証明書の写し及び警備業務従事証明書  
（エ）4（4）に該当する者  
合格証の写し  
（オ）4（5）に該当する者

ウ 添付書類  
（ア）4（1）に該当する者  
2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書  
（イ）4（2）に該当する者  
合格証明書の写し  
（ウ）4（3）に該当する者  
合格証明書の写し及び警備業務従事証明書  
（エ）4（4）に該当する者  
合格証の写し  
（オ）4（5）に該当する者

<p>合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料等 ア 受講手数料 38,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p>	<p>合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る旧検定期則第8条の合格証(以下「合格証」という。)の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 20人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等 ア 受講申込手続 イ 申込方法 受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込票受付期間等 令和8年4月6日(月曜日)から10日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和8年4月20日(月曜日)から24日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類</p>
<p>千葉県公安委員会告示第5号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和8年3月13日</p> <p>千葉県公安委員長 寺 嶋 哲 生</p>	
<p>1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)に係る講習</p> <p>2 講習の期日及び時間 令和8年5月22日(金曜日)の午後1時から午後5時まで並びに同月25日(月曜日)及び26日(火曜日)の午前9時から午後5時まで</p>	
<p>3 講習の場所 千葉県中央区新田町4番22号 サンライスト7階</p>	
<p>4 受講対象者 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定期則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る</p>	

(ア) 4 (1) に該当する者  
2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4 (2) に該当する者  
合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4 (3) に該当する者  
合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4 (4) に該当する者  
合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4 (5) に該当する者  
合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 受講手数料等

ア 受講手数料

14,000円

イ 納入方法

現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。  
なお、既納の受講手数料は、還付しない。

8 講習に関する問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

公 告

建設業法に基づく処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり処分した。  
令和八年三月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 商号 小林建設株式会社

二 主たる営業所の所在地 銚子市垣根町二丁目三二三番地

三 代表者の氏名 小林清良

四 許可番号 千葉県知事許可(特一七)第一六八八八号

五 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業停止

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共工事(国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。))若しくは

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事(以下)に係るもの

2 期間

令和八年三月十二日から令和八年五月十日までの六十日間

六 処分の原因となった事実 令和八年一月十五日に千葉地方裁判所から、刑法(明治四十年法律第四十五号)第六十条及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和四年法律第六十八号)第四百四十一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)による改正前の刑法第九十六条の六第一項の規定により社員を懲役刑に処する旨の判決(執行猶予付き)があり、これが確定しており、このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。  
七 処分をした日 令和八年三月十一日

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和八年三月十三日富里市の決定に係る成田都市計画地区計画七栄北新木戸北部地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。  
令和八年三月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和八年三月十三日我孫子市の変更に係る我孫子都市計画地区計画布佐駅南側地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。  
令和八年三月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一般競争入札(保留地の処分)の実施

千葉県都市計画事業土地地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則(平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。))第三条の規定により、次のとおり一般競争入札により保留地を処分する。  
令和八年三月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 処分する保留地			
物件番号	所在	面積	最低売却価格
1	柏市（柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内六八街区一三画地）	一、七三三・三七㎡	三六七、四七四、〇〇〇円
2	柏市（柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内一一二街区三画地）	一四八・八四㎡	四四、〇五六、〇〇〇円
3	柏市（柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内一九〇街区一八画地）	七一八・六八㎡	一七四、六三九、〇〇〇円

二 入札に参加する者に必要な資格

- 規則第四条第一号から第三号までに該当しない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
- 全ての都道府県税並びに法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

三 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問合せ先  
 柏市若柴一六〇番地一 千葉県柏区画整理事務所 電話〇四（七一三四）一二四七

四 入札及び開札の期間及び場所等

- 入札の期間 令和八年七月十六日（木曜日）及び十七日（金曜日）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日の午後五時までとする。
- 入札の場所 千葉県柏区画整理事務所
- 入札書の提出方法 簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参によるものとする。
- 入札参加上の注意
  - この入札に参加を希望する者は、七による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この入札に参加することができない。

(二) 入札書には、分譲案内書による所定の入札保証金提出書に、五による入札保証金

に係る納付書兼領収書を貼り付けたものを添付すること。

5 開札の日時及び場所 次のとおりとする。

物件番号	日 時	場 所
1	令和八年七月二十一日（火曜日）午前九時三十分	千葉県柏区画整理事務所一階会議室
2	令和八年七月二十一日（火曜日）午前十時	
3	令和八年七月二十一日（火曜日）午前十時三十分	

五 入札保証金  
 納付するものとし、その額は、見積金額の百分の五以上とする。

六 入札の無効  
 規則第十一条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

七 入札参加の申込期間、受付場所及び申込方法

- 申込期間 令和八年五月二十七日（水曜日）から二十九日（金曜日）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 受付場所 千葉県柏区画整理事務所
- 申込方法 事前に三の問合せ先に電話で連絡の上、分譲案内書による所定の書類を本人又は代理人が持参して行うものとする。

八 その他

- 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。
- その他 詳細は、分譲案内書による。

**特 定 調 達 公 告**

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告  
 別冊のとおり一般競争入札に付する。  
 令和8年3月13日

千葉県知事 熊谷 俊人

落札者等の公告  
 別冊のとおり落札者等について公告する。  
 令和8年3月13日

千葉県文書館長 勝 直人

落札者等の公告  
別冊のとおり落札者等について公告する。  
令和8年3月13日

千葉県知事 熊谷 俊人

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。  
令和8年3月13日

千葉県立成田西陵高等学校長 領家 隆史

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。  
令和8年3月13日

千葉県立君津青葉高等学校長 吉田 敏

その他の

千葉県住宅供給公社公告第一号

本公社において、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第四十七条第一項の規定により公営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和八年三月十三日

千葉県住宅供給公社理事長 吉田 篤史

一 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称

千葉県住宅供給公社

二 事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称

千葉県営住宅設置管理条例(昭和三十五年千葉県条例第三十九号)別表に掲げる県営住宅のうち一般県営住宅及びその共同施設

三 事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容

千葉県営住宅設置管理条例第三十三条の十四第一項各号に掲げる権限を行うこと。事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

購読料 本号(別冊を含む。) 一部 三七円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八